1）同種工事
① 鉄筋コンクリートによる遮蔽機能を有する原子力施設等　注１）で概ね延べ面積が3,200㎡以上の考慮した建築工事の実績とする。
② 主たる構造をプレキャスト工法　注２）とした建物で地上４階建て以上、かつ延べ面積が概ね3,200㎡以上の新築又は増築の建築工事の実績とする。ただし、増築工事の場合は、増築部の延べ面積が概ね3,200㎡以上の場合に限る。
2）類似工事
① 鉄筋コンクリートによる遮蔽機能を有する原子力施設等　注１）で概ね延べ面積が2,300㎡以上の考慮した建築工事の実績とする。
② 主たる構造をプレキャスト工法　注２）とした建物で延べ面積が概ね2,300㎡以上の新築又は増築の建築工事の実績とする。ただし、増築工事の場合は、増築部の延べ面積が概ね2,300㎡以上の場合に限る。
（注）原子力事業者　電気事業法第２条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者。
注１）原子力施設等　東北地方太平洋沖地震以降に建設した東京電力株式会社福島第一原子力発電所敷地内の施設、又は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の適用を受けた施設とする。
注２）プレキャスト工法　主たる構造を壁式プレキャスト鉄筋コンクリート工法（W―ＰＣ工法）、ラーメンプレキャスト鉄筋コンクリート工法（R―ＰＣ工法）、壁式ラーメンプレキャスト鉄筋コンクリート工法（WR―ＰＣ工法）又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート工法（ＳＲ―ＰＣ工法）とする。
⑹ 配置予定技術者　単体又は共同企業体の代表者は、次の資格を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、配置予定技術者は、当該工事の契約日から納期末まで専任配置とする。ただし、着工準備期間において準備に支障がない等専任配置を要しない場合は、現場着手日から配置することができる。また、納期より早期に工事が竣工した場合は竣工検査日以降の専任配置は要しない。
1）資格　技術士（建設部門）、一級建築士又は１級建築施工管理技士で監理技術者資格証の交付を受けている者であること。
2）工事経験　平成12年度以降（ただし、類似工事に係る実績については平成17年度以降に限る。）に元請として完成引渡が済んでいる以下の同種又は類似工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20％以上の場合のものに限る。）
また、工事実績は、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（注）、省庁、独立行政法人、国立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。
① 同種工事　鉄筋コンクリートによる遮蔽機能を有する原子力施設等　注１）で概ね延べ面積が2,300㎡以上の考慮した建築工事の実績とする。
② 類似工事　鉄筋コンクリートによる遮蔽機能を有する原子力施設等　注１）で概ね延べ面積が1,600㎡以上の考慮した建築工事の実績とする。
（注）原子力事業者　電気事業法第２条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者。
注１）原子力施設等　東北地方太平洋沖地震以降に建設した東京電力株式会社福島第一原子力発電所敷地内の施設、又は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の適用を受けた施設とする。
⑺ 単体又は共同企業体の代表者及び構成員が申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、原子力機構の「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「東北地区」において受けていないこと。
⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑼ 共同企業体の結成方法は自主結成とする。
⑽ 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑾ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）
⑿ 警察当局から、原子力機構に対し、暴力団が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴ 落札者の決定方法
① 入札参加者は、「施工計画」、「価格」等をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
② ①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、電子くじを用いて落札者を決定する。
③ 落札者がいないときは再入札を行う。入札回数は３回までとする。
⑵ 総合評価の方法
① 「標準点」を100点、「加算点」は最高90点（技術提案60点、施工体制30点）とする。
② 「加算点」の算出方法は、評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計点となる。
③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶ 評価項目は以下の通りとする。（詳細は入札説明書による。）
・施工計画について
・企業の施工能力について
・企業の信頼性・社会性について
・配置予定技術者の能力について
・施工体制について

4　入札手続等
⑴ 担当部局　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第３課　電話029―282―1133　内線41084
⑵ 入札説明書の交付期間　平成28年３月18日から平成28年５月９日まで
⑶ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術資料の提出期間（提出期限）、場所及び方法
平成28年３月18日から平成28年５月９日までの10時から16時
提出期限　但し、上述の提出期間最終日の提出期限は11時とする。
提出場所　原子力機構電子入札システムへ申請書を登録すること。
提出方法　同上
⑷ 入札期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札期間　平成28年６月７日10時00分から平成28年６月９日13時00分まで
開札日時　平成28年６月９日14時00分
場所　電子入札システム上で開札を行う。
提出方法　入札は電子入札システムにより行うこと。詳細は入札説明書参照。

5　その他
⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金　免除
② 契約保証金　免除。ただし、債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証若しくは履行保証保険契約を締結すること。この場合の保険金額は請負代金額の10分の３以上とする。